

公 示 日 : 2022 年 2 月 16 日(水)

調達管理番号 : 21a01121

国 名 : 全世界

組織: 青年海外協力隊事務局海外業務第二課

調 達 件 名 : 全世界 2021 年度 JICA ボランティア事業調査 (マラウイ・ガーナ) (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 6 月上旬から 2022 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.00 人月、国内 0.95 人月、合計 1.95 人月
- (3) 業務日数 : 準備期間 12 日 現地業務期間 30 日 整理期間 7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 3 月 9 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 3 月 23 日(水) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：あり

ガーナへの入国にあたり、イエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が求められます。

6. 業務の背景

青年海外協力隊事務局では、事業 PDCA サイクルを通じた JICA ボランティア事業の更なる改善、日本国民および相手国を含む外部ステークホルダーへの説明責任の確保、という 2 つの目的の下、2018 年度に JICA ボランティア事業評価ガイドライン（第一版）（別添 1、以下「ガイドライン」）を策定し、2019 年度よりその運用を開始した。

JICA ボランティア事業の評価は、ガイドラインに則り、開発協力におけるプロジェクトやプログラムで使用される DAC 評価 6 基準ではなく、同事業が独自に設定する 3 つの事業目的がどの程度達成されているかを評価の視点とする。この評価の視点には、視点 1「開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与」、視点 2「異文化社会における相互理解の進化と共生」、視点 3「ボランティア経験の社会還元」という 3 つの視点が含まれる。これらの視点に沿って、青年海外協力隊事務局では、国別 JICA 海外協力隊派遣計画のレビュー、JICA 海外協力隊の活動目標達成状況・相互理解状況の集計、帰国後アンケート調査、現地調査、派遣者データベースの分析（要望調査票、選考資料）、JICA 海外協力隊による日本に向けた情報発信の実績・効果の調査、事業全体にかかる定性的な調査、とい

う主に7つの評価調査及び分析を実施する。

本業務「2021年度JICAボランティア事業調査（マラウイ・ガーナ）（評価分析）」は、ガイドラインが定める評価調査の一つである「現地調査」として位置づける。本業務では上述した評価の視点1、2に重点を置き、事業目的の達成度を定量・定性的に確認する。

本業務では、マラウイおよびガーナを現地調査の対象国として設定する。コロナ禍後、未だ隊員の渡航再開が実現できていない国も多くある中、両国とも一定の派遣中隊員数を維持しており、またボランティア事業の歴史の長さから累計派遣人数も多い。これにより、両国では本業務の目的に見合う現地調査が期待できることから、本年度の調査対象国とする。

マラウイでは、1971年8月に青年海外協力隊、2002年に旧シニア海外ボランティアの派遣を開始し、2021年で協力隊派遣開始50周年を迎えた。累計派遣隊員数は2021年12月現在で約1,900名にのぼり、世界最多の派遣国となっている。コロナ禍により2020年3月に全隊員が退避となったが、2021年6月に渡航が再開された。「農業開発」、「人材育成」、「気候変動や都市化を念頭においた成長の基盤整備」、「保健・医療環境の向上」が事業の柱であり、教育や保健分野を中心に現在14名の隊員が活動している。一方のガーナは、1977年9月に青年海外協力隊、2003年に旧シニア海外ボランティアの派遣を開始した。2017年には協力隊派遣40周年を迎え、累計の派遣隊員数は約1,400名にのぼる。同国の協力隊派遣に対するニーズは高く、コロナ禍前は50名を超える隊員が派遣されていた。現在の隊員数は10名だが、対ガーナの国別開発協力方針に基づき、主に「農業を含む産業基盤強化」、「保健」、「人材育成」の開発課題に沿って、今後も隊員派遣を継続していく予定である。

7. 業務の内容

（1）国内準備期間【2022年6月中旬～下旬】

2019・2020年度JICAボランティア事業現地調査時の調査方法を参考に、JICAボランティア事業評価ガイドライン（第一版）が定める視点1、2に沿った現地調査を実施するために必要な準備を行う。

1. 既存の文献、報告書等（2019・2020年度JICAボランティア事業現地調査報告書、JICA海外協力隊派遣計画（2018～2021年度）、隊員報告書、隊員報告書添付の活動結果表（隊員の活動目標達成状況・相互理解状況）等）をレビューし、マラウイおよびガーナにおけるJICAボランティア事業の実績を整理・分析する。
2. 上記の報告書等を確認し、現地調査の実施プロセスを整理・検討する。
3. 上記の報告書等を確認し、調査項目（特に現地で入手、検証すべき情

- 報) やデータ収集方法、調査方法を整理・検討する。
4. 調査行程表を作成し、青年海外協力隊事務局に提出する。
 5. ガイドラインの概要（調査国向け説明資料、英語）、現地調査の概要（調査対象者向け説明資料）を作成し、青年海外協力隊事務局に提出する。
 6. アンケート調査紙（調査対象の隊員本人、配属機関、受益者、援助受入窓口機関、関係機関など向け、日本語、英語もしくは現地語）およびインタビュー調査票・記録紙（英語もしくは現地語）を作成し、青年海外協力隊事務局に提出する。
 7. アンケート調査紙（英語もしくは現地語）を、事前に対象者個々に配る。なお、質問票の配付作業等はJICAマラウイ事務所及びガーナ事務所を通じて実施することを想定しているが、配付から回答収集までに2～3週間程度は要することから回答優先度を見極めて作業する等、現地側での作業時間（協力依頼～質問票配付～回答～収集）を考慮して作業を進める。
 8. 対処方針会議等、青年海外協力隊事務局の指示に基づいて関連する各種会議開催業務（日程調整、会議招集、議事録作成等）を実施する。
 9. 現地調査報告書（案）の目次構成を整理し、青年海外協力隊事務局に提出する。
 10. 国内準備期間中に、JICAマラウイ事務所及びガーナ事務所へ調査工程表を提出する。

（2）現地調査期間【2022年6月下旬～7月下旬/業務量目安30人日】

現地調査を実施する。なお、渡航経路は日本⇒マラウイ⇒ガーナ⇒日本とし、渡航は1回のみとする。

1. JICAマラウイ及びガーナ事務所との打合せを実施する。
2. 現地調査の関係者に対し、ガイドラインおよび現地調査の概要資料などを用いて、現地調査の調査方法を説明する。
3. JICAマラウイ及びガーナ事務所が事前に配付したアンケート調査紙を調査団が回収（あるいは調査団がインタビューに基づき作成を補助）し、同調査紙に基づいて現地調査の対象者にインタビューを実施し、その結果を評価グリッドとして取りまとめる。
4. 評価グリッドに基づいて現地調査結果要約表（案）を作成する。
5. 現地調査結果をJICAガーナ事務所及びマラウイ事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間【2022年7月下旬～8月上旬】

現地調査で収集した情報、データを分析し、ガイドラインが定める視点1、2から、対象国2カ国におけるJICAボランティア事業の評価を行い、現地調査報告書（案）（和文）を作成し、青年海外協力隊事務局に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

業務完了報告書

2022年8月5日(金)までに提出。

次の報告書を電子データにて提出すること。

- ・現地調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒カタール（ドーハ）⇒ケニア（ナイロビ）⇒マラウイ（リロングウェ）⇒ケニア（ナイロビ）⇒ガーナ（アクラ）⇒カタール（ドーハ）⇒日本を標準とします。

（2）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年6月26日～7月25日を予定しています。JICA職員等が当該期間のうち各国それぞれ1～2週間程度同行する可能性があります。

現時点でマラウイ、ガーナ入国時の隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 協力企画 (JICA)
- イ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 在外拠点による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：(現地語が必要な場合のみ) あり
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員現地到着前及び出発後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイントメント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 青年海外協力隊事務局・海外業務第二課 (TEL:03-5226-9819) にて配付します。

- ・ JICA ボランティア事業評価ガイドライン (第一版)
- ・ JICA ボランティア事業評価ガイドラインの概要資料 (調査国向け説明資料)
- ・ JICA 海外協力隊派遣計画 (2018 年度、2019 年度及び 2021 年度、マラウイ及びガーナ版)
- ・ 2019 年度 JICA ボランティア事業現地調査報告書 (ザンビア・ウガンダ)
- ・ 2020 年度 JICA ボランティア事業現地調査報告書 (東ティモール・PNG)
- ・ 2019 年度 JICA ボランティア事業評価報告書

※これらの資料については、機密保持誓約書と引換えに別配付します。配付資料を参照し、十分に理解した上で技術提案書を作成、受注者は業務を実施して下さい。本資料は機微な情報も含むため、技術提案書作成及び業務実施以外には使用しないこととします。

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ・ガーナ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致

します。

以上